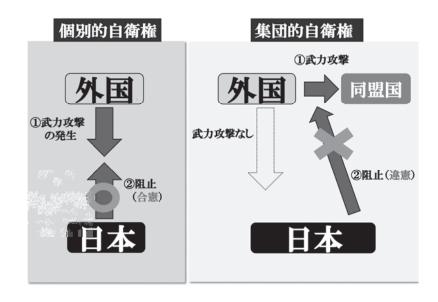
を助けるために行う武力行使である、集団的自衛権の行使」はできない、 と。この完璧過ぎる論理、とてもシンプルで合理的な考え方が一貫している のです。

だから安倍総理のような、いろんな政治家がなんとかして9条を壊そうと しましたが、60年以上壊せなかったのです。

ところが、「憲法9条の条文そのものを変える、憲法改正以外に手段がない」とされていた集団的自衛権の行使が、なぜ、7.1 閣議決定による「解釈の変更」で可能になったのかというと、それは根本でめちゃくちゃなインチキをしているからです。



第二章 戦争の放棄

- 第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権 の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する 手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

安倍内閣は、なぜ憲法の条文そのものを改正しない限りできないと言われていた集団的自衛権の行使ができると主張しているのか。

私は、衆議院の平和安全特別委員会が始まる前から、参議院でそのインチキの「からくり」を暴き、政府を厳しく追及してきました。そして、安保法制を審議する特別委員会でも民主党の国会議員により、さらなる追及が重ねられていたのですが、まさに、安倍総理と与党は、国民の皆さまやマスコミにそのからくりが十分ご理解される前に、強行採決をしたのです。

憲法9条は国会で最も論議されてきた条文なので、これまで憲法9条と集団的自衛権行使の関係について何度も政府見解(政府としての憲法解釈)が出されています。ただ、その内容は法的には全く同じです。当たり前です。だって、法治国家として、憲法解釈は一貫しているのですから。

ところが、憲法 9 条の数ある政府見解の中で、昭和 47 年に作られ国会に提出された「**昭和 47 年政府見解**」というものだけが唯一、安倍政権にとって解釈改憲をできる「余地」があったのです。その「余地」というものを今からご説明します。

2. 昭和 47 年政府見解の読み替え

一昭和 47 年政府見解に集団的自衛権行使が存在していたという主張 これは、びっくり仰天されるお話です。

一言で言うと、昨年の安倍政権の7月1日の閣議決定による解釈改憲というのは、「昭和47年政府見解の中に、実は集団的自衛権の行使が書かれていたんだ」、というものです。

昭和47年ですので、昨年だとちょうど42年前なんですけど、42年ぶりに昭和47年見解を丁寧に読み直してきたら、実はその中に、元々ですね、昭和47年の当時から、「憲法9条で集団的自衛権の行使が可能です」と書かれていたと彼らは言っているんです。

ほんとうにそう言っているんです。去年の7.1 閣議決定の中にも、しっかりとそう断言しているんです。

え? 昭和47年政府見解の中のどこに書いてあるの? と言うと、これは 閣議決定で解釈改憲をやった後の7月14日の国会で、与党議員が現在の横畠 内閣法制局長官との質疑を行った、その時使ったフリップの複製ですが、これをよく見てください。まず、書いてある言葉の意味を上から順番にご説明します。元々抜けている内容もおぎなって行きますね。

昭和47年(1972)の政府見解のポイント (第3段落)

基本的な論理

憲法は、第9条において、…前文において、…第 13 条において、…わが国がみずからの存立を全うし国民 が平和のうちに生存することまでも放棄していないこと は明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存 立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じ ているとはとうてい解されない。

基本的な論理の

しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれからの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。

帰結(あてはな

そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

平成26年7月14日 予算委員会

憲法は、第9条において、戦争の放棄や戦力の不保持などを定めている。けれども、憲法の前文において、日本国民の平和的生存権、日本国民が外国の侵略を受けた時に殺されてはならないという平和的生存権を定めているし、憲法 13条において、国家は国民の命を最大限守りなさいと書いてある。

だから、日本という国が、国としての主権をちゃんと維持して、国民が 平和のうちに生きていく。そういうことまでは憲法9条であっても放棄し ていないはずだ。

したがって、その国民の生命、生存と書いてありますけれど、生命を守るための必要な自衛の措置、分かりやすく言えば戦いをすることまでは憲法9条が放棄しているとは解されない。

しかしながら、だからと言って、戦いができるからといって、日本は平 和主義の憲法だから、なんでもかんでもできるわけではありません。

その国民の生命を守るためのギリギリの戦いというのは、平和主義の基本原則の憲法なんだから、それは無制限ではない。戦いというのは無制限ではなくて平和主義の制限に服さなければいけないんだということを言っています。

そうすると、結論として、それはあくまで外国の武力攻撃によって日本 国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる、そうい う、究極の事態があった時に、そうした事態から国民のかけがえのない生 命や権利を守るためのやむを得ない措置として必要最小限度の戦いだけが できるんだという考え方になります。

こうした考え方を、分かりやすく言えば、日本という国が、武力を用いた戦いである武力行使ができるのは、日本に対して外国の武力攻撃が発生するという急迫、不正の侵害に対処する場合に限られる。そうすると、集団的自衛権の行使というのは、そもそもその定義からして、「日本に対する外国の武力攻撃は発生していないのだけれども、ある国から武力攻撃を受けている同盟国などを助けるために、日本がその武力攻撃を阻止するために武力行使をする」ことであるので、日本は自分の国に対して外国の武力攻撃が発生した時にしか武力行使ができない以上、集団的自衛権の行使は憲法違反とならざるを得ない、という結論になります。

さて、「帰結(あてはめ)」という箇所に、集団的自衛権という言葉は出て きますが、「集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」 と書いてあります。

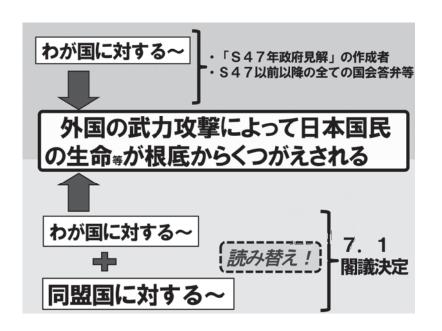
ですから、この昭和 47 年政府見解は、憲法 9 条において集団的自衛権は憲 法違反でできないということを記した文書なんです。

ところが安倍政権は、いや違う、と言います。この中に集団的自衛権が認められている文書なんだと。

これから詳しくお話ししますが、たった一言なんです。解釈改憲というのは、実はたった一言の日本語を自分たちの都合のいいように読み替えている、というそれだけの話なんです。

憲法9条において集団的自衛権は憲法違反でできないという結論が書かれた「昭和47年政府見解」、ここからどうやって、この中に集団的自衛権が認められていると主張することができるのでしょうか。

「基本的な論理② | というところに太い文字で「外国の武力攻撃 | という



言葉がありますね。これを、じぃーっと、よ~く見て下さい。

「誰に対する」って、書いてないですよね。

(ここで、「あっ。」と思われた方は、ものすごく鋭いですが、そうでない方 も全く気にされず、続きをどうぞ。)

この「外国の武力攻撃」云々という文章ですね。それをそのまま言葉を一部、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利」という所を、短く分かりやすく「日本国民の生命等」と丸めて、まるっきり持ってきました。パネルをご覧下さい。

安倍内閣は、この「外国の武力攻撃」って言葉ですが、裸で書かれている じゃないかと言い始めたのです。裸というのは、「誰に対する」ものか限定さ れていないだろう、と。

普通は、先ほどの説明の内容からして、**我が国、日本国に対する外国の武** 力攻撃によって日本国民の皆さんの生命などが根底からくつがえされる、そ ういう風に読むはずなんですが、安倍政権は、「誰に対するものか限定されて ない」というのです。

我が国に対するというのは当然読めるが、それ以外に、日本の大切な国で ある同盟国、「同盟国に対する」も入っているはずだ、と。

そうするとどうなるかと言うと、「同盟国に対**する外**国の武力攻撃によって 日本国民の生命などが根底からくつがえされる」と。

これに具体的な国の名前を当てはめてみますね。同盟国はアメリカで、外国はイランとします。そうすると、同盟国アメリカに対する外国イラン、「アメリカに対するイランの武力攻撃によって、日本国民の生命などが根底からくつがえされる」。

これって、ホルズム海峡の事例なんですよ。

えぇっ? って、思われましたよね。私も、この話を初めて聞いた時は、 耳を疑いました。

実は、昨年の7月1日の閣議決定以降、解釈改憲を国会で追及していて、

核心的な論点のはずなのに、どうにもこうにも丸っきり噛み合わないところがあったんですね。それで、彼らはひょっとしてこんな風に考えているんじゃないかと薄々思っていたんですけれども、これをある時、横畠内閣法制局長官から直接、「実は、こういう風に考えています」と白状させたんですね。そして、次の日の国会で、これは3月24日の国会ですが、さっそく証拠の答弁を取りました。

横畠長官に対して、3月24日の質疑で、「あなたほんとにそう考えているんですか?」という風に聞いたんです。さっきの「外国の武力攻撃」というのは、同盟国、ようするに我が国ではない他国ですが、「同盟国に対する外国の武力攻撃ということも概念に含んでいるんですか?」という風に聞いたんです。そして、そんなものが含まれている、そんな馬鹿なことがあるはずはないんだけれど、「でも、含んでいるという風に考え始めたのは、横畠長官、あなたが初めての内閣法制局長官ですか?」と聞いたら、こういう風に答えたんですね。

「同様に考えていた者がいたかどうかは分からないけれど、この昭和 47 年 の政府見解そのものの組立てから、そのような解釈、理解ができる。|

昭和47年見解の「読み替え」平成27年3月24日答弁

〇小西洋之君

同盟国、我が国でない他国に対する外国の 武力攻撃ということもここに概念的は含まれ るというふうに考え出したのは、横畠長官 あなたが初めての法制局長官ということでよ ろしいですね。

〇横畠内閣法制局長官

同様に考えていた者がいたかどうかは存じませんが、この昭和四十七年の政府見解そのも のの組立てから、そのような解釈、理解がで きるということでございます。 つまり、昭和47年政府見解には、「同盟国に対する外国の武力攻撃によって日本国民の生命などが根底からくつがえされる」という集団的自衛権の行使が含まれているんだ、つまり、集団的自衛権行使が憲法9条で認められると書いてあるんだ、と答弁したんですね。

でも、ここで皆さまは、昭和47年政府見解の一番最後の「帰結(あてはめ)」という箇所には、「集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない」と書いてあるじゃないか、とおっしゃると思います。

全くそのとおりです。それが正しい日本語の文章の理解の仕方なんです。 しかし、安倍政権の人たちはそのように理解しないんです。

彼らは、ここの文章を、段落わけしているようにみえますが、実は段落わけしておらず、一つの段落の中に三つの文章が連続してつながっているものを勝手に分けて、一つ目(基本的な論理①)は、憲法9条は戦争の放棄などを定めているが、日本国民の生命にかかわるときはそれを救うための戦いができることを論理としていると言っている。

二つ目の段落(基本的な論理②)は、戦いはできると言っても平和主義の制限に服するので、じゃあどういうときにできるかといったら「外国の武力攻撃によって日本国民(ここの「国民」が日本国民であることについては彼らも否定はしていません)の生命などが根底からくつがえされるときにそれをまもるために必要最小限度のことはできる、という論理を言っている、レ

この上二つのブロックで憲法解釈としての論理は終わっていて、三つ目はただの「帰結(あてはめ)」、これは何かというと、「我が国に対する外国の武力攻撃」のケースだけをどういう戦いができるのかを書いてある「基本的な論理②」にあてはめて、その結論を言ったにすぎないと。だから「帰結(あてはめ)」と書いてあるんですね。

これをさらに分かりやすく言うと、彼らは国会でこう説明しているんですね。

昭和 47 年政府見解には、その作成当時から、二つの武力行使を許容する論理が書かれてあった。一つは、「我が国に対する外国の武力攻撃」の個別的自衛権の論理。もう一つは、「同盟国に対する外国の武力攻撃」の集団的自衛権

の論理。この両方が、憲法9条のもとで合憲であると認めているのが、昭和 47 年政府見解なんだと。そして、この二つの論理が書かれているのが、「基本的な論理② 」なんですと。

しかし、昭和 47 年当時は、「同盟国に対する外国の武力攻撃」、つまり、アメリカに対するイランの武力攻撃で、日本国民の生命などが根底からくつがえされるようなことが現実に起きるとは考えられていなかったので、そうしたケースを「基本的な論理②」にあてはめてなかった。つまり、集団的自衛権行使が認められる論理を使っていなかったと。だから、集団的自衛権行使が合憲だという結論(帰結)が昭和 47 年政府見解の中に書かれていなかっただけだと、と言っているんですね。

しかし、昨年の7月1日、我々は、アメリカに対するイランの武力攻撃でも日本国民の生命が根底からくつがえされることが現実に起こり得るということに気付いた。ホルムズ海峡の事例です。それで、この新しい事実の発見と言いますか、事実の認識を昭和47年当時から存在する「基本的な論理②」にあてはめると、最後の「帰結(あてはめ)」の部分の結論が変わる、つまり、集団的自衛権行使が許されるという新しい結論が得られた――なぜなら、もともと集団的自衛権行使は「基本的な論理②」の論理の一つとして含まれ

平成27年6月11日 横畠 長官答弁

〇小西洋之君

四十七年見解を作ったときに

限定的な集団的自衛権行使を容認 する法理が含まれていたんですね

○横畠内閣法制局長官法理といたしましてはまさに当時から含まれている

ているから――この新しい結論が「解釈変更」だ、というわけです。

このことを、横畠内閣法制局長官は、安保国会が始まっていた 6 月 11 日の答弁でも「限定的な集団的自衛権がまさに昭和 47 年当時から含まれていた」と簡潔明瞭に認めています。この答弁の中の「法理」という言葉は「法的な論理」という意味です。また、「限定的な集団的自衛権行使」は解釈改憲で安倍内閣が合憲とした、(国際法違反の)特別の集団的自衛権行使ですが、後でご説明します。

実は、「言われてみれば」、なのですが、7月1日の閣議決定には、今申し上げたことがちゃんと書いてあります。これは、私が3月24日に質問するまで、昨年の7月1日の閣議決定以降、誰も国会で取り上げることができてい

ませんでした。おそらく一部の与党議員を除いて、私を含め 永田町で誰も気付いていなかったのだと 思います。

これは、7.1 閣議 決定の中で集団的自衛権行使が合憲で基本的を述でいる箇所ないる箇所なの(1) 「基本的な論理」」ままっつの解釈も、悪をするの解釈も、「基本の政なをでした。

7. 1閣議決定

- 3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置
- (1)…政府の憲法解釈には<u>論理的整合性と法的安定性</u>が求められる。したがって、<u>従来の政府見解における憲法第9条の解釈の**基本的な論理**の枠内で、…論理的な帰結を導く必要がある。</u>
- (2)…この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、憲法第9条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和 47 年 10 月 14 日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

合性や法的な安定性を守らないといけないと。ここの考え方は正しいのですが、その次の(2)で、「裸」の「**外国の武力攻撃**」が出てきますね。つまり、個別的自衛権行使だけじゃなくて、集団的自衛権行使も含んだ論理こそが、「従来から歴代政府が一貫して表明してきた」ところの憲法 9 条解釈の「基本的な論理」なんだと言っているんですね。

そして、その「基本的な論理」なるものは、「昭和 47 年 10 月 14 日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料」というのが昭和 47 年政府見解なのですが、その昭和 47 年政府見解に「明確に示されている」んだと明言し、断言しているんですね。

つまり、集団的自衛権行使を容認する論理を含む憲法9条解釈の「基本的な 論理」そのものが昭和 47 年政府見解の中にもともと書いてあるんだと、7.1 閣議決定の中ではっきりと言い切っているんですね。

日本は昭和47年から集団的自衛権行使ができる国だったんだ!なんて、いきなり言われても、あ然として途方に暮れるというか、くらくら目眩がするところですが、安倍政権が国会で言っていることを分かりやすく言うとこういうことになります。

「今まで歴代の政府は憲法 9 条で集団的自衛権は出来ないといってきたんだけれども、それは、本当の憲法 9 条の解釈を見つけられてなかった。我々は、昨年の 7.1 閣議決定に向かう途中で、42 年ぶりに昭和 47 年政府見解をはじめて丁寧に読み直しをしてみて、そこに集団的自衛権行使が書かれていることを発見した。この、個別的自衛権行使と集団的自衛権行使の両方が許される論理こそ、本来の憲法 9 条解釈の「基本的な論理」なのだ。昭和 47 年以降の全ての歴代政府は、この正しい「基本的な論理」に気付かずに、しかし、あくまでもその枠内で憲法 9 条を運用してきたのだ。」

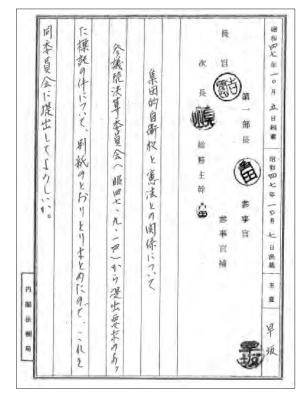
安倍総理は、集団的自衛権行使ができるようになっても、平和主義は変わらない、専守防衛は変わらない、立憲主義にも反していない、解釈改憲なんかじゃない、と繰り返し主張していますが、それは42年前から存在していた清く正しい憲法9条の「基本的な論理」を見付けて、それに従っているからだという訳だったんですね。

3. 「読み替え」が違憲無効であることの立証――作成者が全否定している

さて、大変なことになりました。このままでは、我が国は、第二次安倍内閣が誕生するまでは国会の審議でもほとんどまったく触れられることも無くなっていた昭和47年政府見解という「古文書」――後に、「生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」という分かりにくい表現ではなく「国民の生命や身体が危険にさらされる」(平成16年政府答弁書)など、より明確な言葉で表現した「集団的自衛権行使を違憲」とする新しい政府見解が積み重なっていったために使用されなくなっていたのです――だけを根拠に、しかも、その中の「外国の武力攻撃」という言葉が、誰に対する外国の武力攻撃と明記していないので、だったら、「同盟国に対する外国の武力攻撃」とも読めるから、という理由だけで、集団的自衛権の行使ができることになってしまいます。

明らかにインチキな 訳ですが、これをどう やって証明するか。3月 24日の質疑以降にも、 参議院でいろんな角度 からこの「昭和 47年 政府見解の読み替え」問 題を追及する中で、あ る時、決定的な方法を 思い付きました。

これは「昭和47年政府見解」の実物のコピーです。実は昭和47年政府見解は手書きなんですね。まだワープロもなかった時代。手書きで本文が7ページに

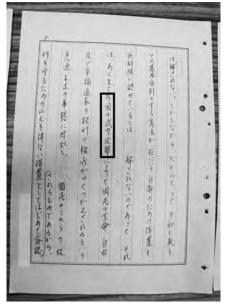


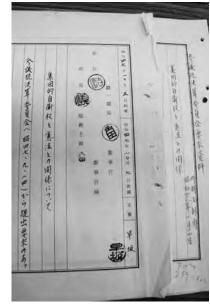
わたってサラサラサラと書いてあります。

私は、もともと総務省で働いていた官僚だったのですが、ああ、そうだ、昭和47年政府見解を作った時の文書(原本)が霞ヶ関の地下倉庫に保管されているはずだから、そこに決定的な手掛かりがあるはずだと気付いたんですね。

そこで、参議院の外交防衛委員会に提出要求をするとともに、自分でも直接に情報公開請求をして(国民の皆さんもだれでも持ち主の内閣法制局に情







報公開請求ができます)、これを入手しました。そして、内閣法制局まで出掛けていって、しっかりと、実物を閲覧もしてきました。私のホームページにはこの文書のすべてのページを掲載しています。(http://konishi-hiroyuki.jp/)この「外国の武力攻撃」に、「実は、外国の武力攻撃という文字の前に、我

この「外国の武力攻撃」に、「実は、外国の武力攻撃という文字の前に、我が国に対するという意味と、同盟国に対するという意味の2つの意味を、この文字を書いた人が込めているんだ」と安倍内閣は言っているんですね。

まさに安倍総理はそう言っているんですね。でなかったら、そう読めない はずですから。

じゃあ、ほんとうにそういう2つの意味があるんでしょうかと、誰に聞けばいいんでしょうか? 誰に聞けばいいかというと、表紙の決裁欄に、判子を押している人がいますね。

これは内閣法制局が作成して参議院決算委員会に対して出した文書で、これを作った人たちが判子を押しています。

長官、当時の内閣法制局長官は吉國さんです。吉國さんといえば、プロ野







球のコミッショナーを務められた方ですが、元々官僚中の官僚で、法制局長官だったんですね。隣は NO.2 の法制局次長で、後に法制局長官になる真田さん。あとは、NO.3 の角田法制局第一部長。やはり、後に長官になる角田さんは、当時、憲法解釈を担当する第一部長でした。この方々が、どう考えていたか。

これが国会に提出されたのが 10 月 14 日ですが、この起案の決裁の日付が 書いてあります。10 月 5 日に鉛筆でサラサラサラと、この課長クラスの早坂 さんという人が作ったんですね。で、その 2 日後の 10 月 7 日に上司の 3 人の チェックが終了して、直す所を直して判子をついてできたものなんですね。 つまり、たった 2 日間で作ったものなんですね。そして、この国会提出の 10 月 14 日から、まあだいたい 1 週間ぐらい前に準備を完了しておいたと。

(1) 吉國内閣法制局長官の全否定答弁

── 同盟国等に対する外国の武力攻撃では、日本国民の生命、自由、 幸福追求の権利は根底から覆らない。集団的自衛権行使は憲法 9 条をいかに読んでも読み切れない。

実は、この政府見解を作るきっかけになった国会の質疑があります。

それは、10月7日の決裁日のちょうど3週間前の9月14日の参議院決算委員会です。その国会の質疑をもとにして、この人たちが政府見解を作った。

じゃあ、この人たちはさっき言ったように外国の武力攻撃の前に2つの意味があるのかどうか考えていたのかと。つまりは、憲法9条のもとで集団的自衛権行使ができるのだとするつもりで、これまでの「集団的自衛権行使は違憲である。それはつまり、9条の条文を変えなければできない。」という、戦後の議会と政府の歴史を全てひっくり返すような解釈の大転換をするつもりで、この政府見解を作ったのかどうか。

この政府見解を作るきっかけになった、3週間前の国会質疑で吉國内閣法制局長官がどう言っていたかというと、これが昭和47年の9月14日の国会審議における吉國長官自身の答弁です。

吉國長官「憲法9条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるということは、どうしても憲法9条をいかに読んでも読み切れない」

「他国の防衛までをやるということは、どうしても憲法9条をいかに読んでも読み切れない」と国会でこう答弁した人が、この政府見解を作ったんです。 「他国の防衛」というのは、集団的自衛権のことです。集団的自衛権行使の 定義は「同盟国に対する武力攻撃を阻止するための武力行使」ということですから、その実質は他国防衛権なんですね。そして、この質疑は、当時の社会党の水口宏三さんという議員が、憲法9条において集団的自衛権行使は可能なのか? というのを一生懸命聞いている質疑なんです。

それについて、吉國長官が「出来るわけがありません。読んでも読み切れません」、「日本に対する侵略が発生した時の個別的自衛権行使が、憲法の容認するぎりぎりのところです。集団的自衛権の行使は違憲です」という答弁を繰り返し繰り返し行って、質疑の最後に水口さんが「ちょっと政府が考えている事がよく分からないから。見解文書を出してくれないか」と言って、念押しして出てきたのがこの昭和47年政府見解なんです。

だから、安倍総理たちが言っているように、本当に昭和 47 年見解に集団的 自衛権が入っているかどうかは、これを作った人たちがどう考えていたのか を確認すればいいんですね。

「他国の防衛までをやるということは、どうしても憲法9条をいかに読んでも読み切れない」という人たちが作った文書から、安倍内閣や与党の人たちは「この中に集団的自衛権は認められている」、「だって、外国の武力攻撃は、誰に対するって書いてないから」と言っているのですが、我が国に対する外国の武力攻撃」以外は読める訳がないんです。だって、集団的自衛権の行使は「読んでも読み切れない」んですから。ここで「同盟国に対する外国の武力攻撃によって日本国民の命が根底から覆される」とは絶対に読めないんですね。

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

憲法第九条の戦争放棄の規定によって、<u>他国の防衛までをやるということは、どうしても**憲法九**条をいかに読んでも読み切れない</u>

それが、読めるんだ!という主張は、単なる「**言いがかり**」であり、「**言葉 遊び**」なんですね。

つまり、「憲法9条から、集団的自衛権行使はいかに読んでも読み切れない」と国会答弁した人が、政府を代表して国会に提出するために作った文書なんだから、その憲法9条の解釈を書いた「昭和 47 年政府見解から、集団的自衛権行使はいかに読んでも読み切れない」と考えるのが、法治国家として、日本語を使う国として、当たり前のことなんですね。

さらに完璧な証拠でお見せします。ちょっと長い議事録ですけれども、これが解釈改憲、安保法制との闘いの中で一番大切なものなので是非一緒にお読みください。吉國長官が、9条を「いかに読んでも読み切れない」と発言された日と同じ日の答弁です。

「外国の侵略が(日本国に)現実に起こった場合に『生命、自由及び幸福

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

○ <u>外国の侵略が</u>現実に起こった場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。

その場合に、<u>自衛のため必要な措置</u>をとることを憲法が禁じているものではない、というのが<u>憲法第九条に対する解釈の論</u>理の根底でございます。

○ その論理から申しまして、集団的自衛の権利ということばを 用いるまでもなく、他国が侵略されているということは、まだ日本国民の幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵 されている状態ではないということで、まだ日本が自衛 の措置をとる段階ではない。

<u>日本への侵略行為が発生して、そこで初めて自衛の措置が発動する。</u>

追求に対する国民の権利』が根底からくつがえされるおそれがある。|

有名な言葉、が出てきましたね。7.1 閣議決定にある集団的自衛権行使の「新三要件」の言葉が出てきました。実はこの『生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利』とは憲法 13条の文言なのですが、それが「根底からくつがえされる」という表現を用いたのは、戦後の議会の歴史の中でこの時が初めてなんです。吉國長官が初めて作った言葉なんですね。国会図書館のホームページに国会議事録検索(http://kokkai.ndl.go.jp/)というのがあって、「生命、幸福追求、根底からくつがえされる」、「吉國 くつがえされる」などと入れると出てきます。これしか出てきません。吉國長官はこの言葉の生みの親なんです。

■武力の行使の「新三要件」(7.1 閣議決定)

- ① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は<u>我が国と密接な関係に</u> ある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かさ れ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危 険があること
- ② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な 手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

戦後の議会の歴史で、こういう『生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利』が根底からくつがえされる、という言い方をしたのは初めてな訳ですが、ここで吉國長官が述べた言葉を基に、約3週間後にこの憲法9条の解釈の文書を早坂さんという課長クラスの人が作る時には、私も官僚出身なので経験があるんですけども、国会答弁で政府を代表する立場であり、また、一番偉い上司である内閣法制局長官が使った言葉を忠実に使って作るんですね。

ここで、ポイントなのは、昭和47年政府見解に書き込まれ、そして、7.1 閣議決定にある集団的自衛権行使の新三要件に書き込まれ、そしてそのまま 安保法制の条文の中にも書き込まれている「国民の生命、自由及び幸福追求 の権利が根底からくつがえされる」という言葉を、その生みの親の吉國長官 が、一体どういう意味で、どういう論理的な文脈で使っているのかと言うことです。

吉國長官は、日本に対する外国の侵略が現実に起こった場合は国民のみなさんの生命などが根底からくつがえされるおそれがある。なので、日本の国民のみなさんを守る、自衛のための必要な措置、個別的自衛権の行使ですね、そこまでは認めているというのが憲法9条に対する解釈の論理の根底です、と言っています。論理の根底、個別的自衛権行使だけがぎりぎり認められることが論理の根底だと言っているのだから、これに並ぶ他の論理、つまり、集団的自衛権の行使を認める論理は存在しない訳です。

しかもこれからが、一番大事です。その論理、日本が武力攻撃を受けた時に日本国民のみなさんの生命を救うためにやむをえず行なう自衛の措置、つまりは、個別的自衛権の行使しか出来ないという、この論理から申しまして、集団的自衛権なんていうことをわざわざ言わなくても他国が侵略されていること、つまり日本の大切なアメリカがイランから武力攻撃を受けている、そういう日本ではない同盟国だけが武力攻撃を受けている状況では、まだ日本国民の生命なり自由なり幸福追求の権利が侵されている状態ではない(答弁では「幸福追及の権利」を最初に言っていますが意味は同じです)。つまり、生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえることはない。

だから日本はまだ自衛の措置をとる段階ではない。つまり、日本に対する 武力攻撃は発生していない、この場合の自衛の措置である集団的自衛権の行 使が出来る段階ではない。日本への侵略、日本そのものへの武力攻撃が発生 して初めて個別的自衛権という自衛の措置が発動できる、それが憲法9条の 解釈なんだと言っているんですね。

ポイントは「昭和 47 年政府見解の読み替え」と私は言っているんですけども、この読み替えというのは、「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」という文章に着目して、この「外国の武力攻撃」という文言を、同盟国ですね、「同盟国に対する外国の武力攻撃」というふうに読み替えれば、その後に続く文章と一体となって、日本の同盟国に対する、つまりは、アメリカに対するイランの武力攻撃によって日本国民の生命などが根底からくつがえされることがあるという集団的

自衛権の論理が成立するんだ、という風に言っているんですね。

ところがその言葉を生み出した吉國長官は、「他国が侵略されているということは、まだ日本国民の生命なり自由なり幸福追求の権利が侵されている状態ではない。まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない」、つまり、「同盟国に対する外国の武力攻撃が発生しているだけの状況では、日本国民の生命などが根底からくつがえされることはない。よって、日本ができる自衛の措置、つまりは武力行使たる集団的自衛権の行使はできない」と言っているんですね。

だとすると、この生命などが根底からくつがえされるという言葉の生みの 親の吉國長官の認識、つまりは、昭和47年政府見解の作成に至るまでの吉國 長官を含む全ての政府の憲法9条解釈の考え方に反して、「同盟国に対する外 国の武力攻撃」と読み替えて「国民の生命などが根底からくつがえされる」 という集団的自衛権の論理が成立するんだと主張することは、まさに法的な 論理として許されないのですね。

つまり、安倍政権による昭和 47 年見解の読み替えはですね、ここに集団的 自衛権の行使が入っているんだ、そういう風に読んでいいんだという主張が 意味するところは二つあります。

一つは言いがかり的に「同盟国に対する」という言葉を入れる。

もう一つは、彼らの理解では、「同盟国に対する外国の武力攻撃の局面で日本国民の生命なり自由なり幸福追求の権利が根底から覆されることがあるから、それを守るために自衛の措置たる集団的自衛権の行使ができる」という文章が成立すると考える。

しかし、その言葉を作った吉國長官は日本が攻撃されない限り、日本以外の他国(同盟国)が武力攻撃を受けている段階では日本国民の生命、自由や幸福追求の権利が覆されることは「ない」と言っているんですね。だから昭和 47 年政府見解において、「同盟国に対する」という言葉を入れて国民の生命などが根底から覆ることが「ある」という文章を成立させる、そういう読み替えは絶対にできない。これは、「日本語が日本語である限り、この世に理屈や論理がある限り絶対にできないし、やってはいけないこと」です。

実は、解釈改憲というのはこれだけの問題なのです。

つまり、安倍政権は憲法9条の解釈で論理的に集団的自衛権が可能に出来る道を、――昨年の7.1 閣議決定の前には、解釈改憲賛成派のお友達ばかり集めた安保法制懇という審議会を設けたりして不真面目ながらにも――さぐったんですけども、出来なかったんです。60年間以上、誰もできなかったことはやっぱり出来ない。憲法9条の解釈っていうのは、あまりに完璧な論理なので出来なかったんです。それを無理にやろうとすると、どのようにしても論理的に説明の付かない理屈を主張せざるを得なくなる、そして、それは、安倍内閣自身が7.1 閣議決定でいみじくも認めている「政府の憲法解釈の論理的整合性と法定安定性」を踏み外してしまうことになるのです。これまでの歴代政府の政府見解や国会答弁と矛盾を生じることになってしまう。なので、ある政府見解にもともと集団的自衛権があるんだっていう言いがかりを言っているんです。そういう風に読めるでしょうと。

ただ、政府見解を作った人たちがそういう風に読んではいけない、と。判子をついた吉國長官自らが、「集団的自衛権の行使は、憲法 9条をいかに読んでも読み切れない」と言っているし、国民の生命などが根底からくつがえされる、というのはもう日本が武力攻撃を受けた時だけですよ、と。「日本が武力攻撃を受けていない局面では国民の生命などは根底からくつがえりません。集団的自衛権の行使はできません」と断言しているのだから、それをくつがえると言い張って集団的自衛権の行使ができると言い張ることは「日本語が日本語である限り、世の中に理屈や論理がある限り」絶対に出来ない、絶対に許されないんです。

(2) 真田次長の全否定答弁

――集団的自衛権行使をよもや憲法 9 条が許しているとは思えない

さらに、もう一人、だめ押しで挙げておきます。

同じく昭和47年政府見解の決裁者(作成者)である真田次長は、昭和47年政府見解の作成の約5ヶ月前の昭和47年5月1日に同じく社会党の水口議員に対して、「我が国に武力攻撃が発生した場合においてのみ武力行使が許されるというのが憲法のぎりぎりの解釈」という内容の答弁や、「その他国がわが国とかりに連帯的関係にあったからといって、わが国自身が侵害を受けたのでないにかかわらず、わが国が武力をもってこれに参加するということは、

昭和47年5月1日 真田次長答弁

- 〇連帯的関係にあったからといって わが国自身が侵害を受けたのでな いにかかわらず、わが国が武力を もってこれに参加するということは これはよもや憲法九条が許してい るとは思えない
- ○(わが国に武力攻撃が発生した場合 においてのみ武力の行使が許され るというのが)憲法のぎりぎりの解釈

これは**よもや憲法9条が許しているとは思えない**」などと答弁しています。 昭和47年政府見解の作成要求をした同じ国会議員にこう答えているんです ね。

そして、その内容は、憲法9条においては「ぎりぎり」個別的自衛権のみが許され集団的自衛権行使を「よもや」許しているとは思えないと言っているのだから、やはり、この世に日本語と論理があり続ける限り、どのように考えてもあらゆる集団的自衛権行使を違憲と述べているとしか理解のしようがないものです。なので、「読み替え」は絶対に許されないことになります。

真田次長にとっては、自ら集団的自衛権行使の違憲の立証のために作成した「昭和47年政府見解」が、42年後にその合憲の根拠として「読み替え」により悪用されるとは、「よもや」考えてもいなかったでしょう。

(3) 角田第一部長の全否定答弁

集団的自衛権行使はゼロ。絶対にできない。

そして、さらにもう一人、徹底的なだめ押しをご紹介します。

さっき、「憲法の条文を変えない限り集団的自衛権はできない」というフリップをお見せしましたが、この角田内閣法制局長官、実は、ここで判子を押

しているこの人なんです。角田第一部長なんです。判子を押した当時の角田 さんは第一部長なんですけれども、その後、めでたく11年後には出世されて いて法制局の長官になっていたんですね。この方は立派な法制局長官として、 いろいろな意義ある答弁を残している人です。

この法制局長官になった角田さんが、憲法改正をしない限り集団的自衛権は出来ないと国会で答弁しているのに、その当人が、10年前に、集団的自衛権行使を論理的に含むことを前提に、国会に提出する政府見解文書に判子をつくわけがないんですよね。

さらに、憲法改正をしなきゃだめだって言っている、判子をついたこの角田さんが、昭和56年に、昭和47年から9年後に法制局長官になって行っている答弁を見てください。

この答弁が非常にすばらしい答弁で、実は、7.1 閣議決定において安倍内閣は、「集団的自衛権を容認したけれど、それは、自衛かつ他衛の限定的な集団的自衛権で、他国を守るためだけの集団的自衛権は憲法違反だけれども、自国防衛のための集団的自衛権だけは合憲なんだ」と訳の分からないことを一一国際法でも自国に対する武力攻撃が発生する前に自国防衛のために行う武力行使は、先制攻撃や予防攻撃といって国連憲章違反になり認められません一言っているんですけれども、この角田長官は自衛かつ他衛の「限定的な集団的自衛権行使」なるものを真っ向から否定しているんですね。

当時、稲葉誠一さんという議員が、「いわゆる他衛、他を守るということは 自衛だというふうになってくるのじゃないですか。」と聞いています

例えば、アメリカと北朝鮮が戦争をしていて、アメリカと北朝鮮の戦争なんだけれども、その戦争が激しくなると、アメリカを守るだけなんじゃなくて、日本を守ることにもなるんじゃないんですか、と。北朝鮮から日本の大切なアメリカが侵害を受けている、その結果として日本の国家の存立や何かにそれが関係する事もあるんじゃないんですか、それでも日本は何もできないんですか、と聞いているんですね。ちなみに、この「何か」が「日本国民の生命などが根底から覆されること」だと考えれば、「国の存立が脅かされ、国民の生命などが根底から覆される」という安倍内閣の集団的自衛権行使の新三要件と丸っきり同じことを聞いていることになります。

こうした一連の質問に対して、角田長官は、(憲法9条の解釈のもとでは)

わが国に対する武力攻撃が発生しなければ(北朝鮮がいよいよ我が国に対する武力攻撃をしてきたと認められるときでなければ)日本は武力行使はできないんだ、もうそれだけのことなんですと、自衛かつ他衛の限定的な集団的自衛権の行使を真っ向から否定してるんですね。

アメリカと北朝鮮が戦争をしていて、北朝鮮が日本に武力攻撃をしてくるのは、まさに個別的自衛権の問題です。ところで、安倍政権が解釈改憲する前も今も何ですけど、憲法9条における個別的自衛権行使の正しい解釈は、北朝鮮の武力攻撃が日本に対して向いてきた瞬間に個別的自衛権でたたくことができる。これは、日本が北朝鮮から攻撃を受けて、日本国民が死んだ後でなければ自衛隊は出動できないという意味ではありません。北朝鮮がまさに攻撃をしてくる、これを「武力攻撃の着手」というんですけど、その着手の瞬間に至ったときに自衛隊は日本国民が死傷する前にこれをたたくことができるんですね。ちなみに、これは先にお話しした、どんなに仲の悪い国同士であっても相手がこちらに対して武力攻撃の着手に至らないのに、先制して相手を攻撃する、先制攻撃は禁止されているということは、国際法のルールでもあります。そして、憲法は第98条で国際法遵守を定めていますから、

昭和56年6月3日 角田 長官答弁

〇稲葉委員

<u>いわゆる他衛、他を守るということは自衛だという</u> うふうになってくるのじゃないですか。

・・・・(略)外国が侵害を受けている。その結果として日本の国家の存立や何かに関係するという場合でも、日本は何もできないということですか。

〇角田長官

わが国に対する武力攻撃がなければ、わが国 の自衛権の発動はないということを申し上げた わけであります。 安倍内閣の「限定的な集団的自衛権行使」は第9条だけじゃなくて、第98条 との関係でも違憲なんですね。

また、角田長官はこうした認識の基にこの6月3日の稲葉議員に対する答弁で、「集団的自衛権につきましては、全然行使できないわけでございますから、ゼロでございます」、「集団的自衛権は一切行使できない」、「日本の集団的自衛権の行使は絶対できない」、「わが国は憲法で、それは全然行使しませんよということを世界にいわば独自の立場で自主的に宣言をしている」と述べています。

もはや、ご説明も不用かと思いますが、「ゼロ」、「一切できない」、「絶対できない」、「全然しませんと世界に宣言」という文言からは、あらゆる集団的自衛権行使が全否定されていることは明々白々です。このような答弁を9年後に行う、昭和47年当時の角田第一部長(憲法解釈担当部長)が、昭和47年政府見解に「限定的な集団的自衛権行使」なるものが法理として含ませることを許容して、判子をつく訳がないのです。

昭和56年6月3日 角田 長官答弁

- 集団的自衛権につきましては 全然行使できないわけでござい ますから、ゼロでございます
- 〇集団的自衛権は一切行使でき ない
- 〇日本の集団的自衛権の行使は 絶対できない

このように、憲法 9条においてはあらゆる集団的自衛権が絶対できないということを、昭和 47 年見解を作った三人の方々はもうこれ以上はないというような、詳細かつ明確な表現でそのことを断言しています。「違憲」であるとこてんぱんに繰り返し、明言しているのです。従って、昭和 47 年政府見解の「外国の武力攻撃」という言葉を「同盟国に対する外国の武力攻撃」と勝手に読み替えて「限定的な集団的自衛権行使」なるものの法理が昭和 47 年政府見解に、それを作った当時から存在していたなどと主張することは絶対に許されないのです。

結局、昭和47年政府見解の結論、「憲法のもとで、武力行使を行う事が許されるのは、わが国に対する急迫不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は憲法上許されないといわざるをえない。」という文言は、「帰結(あてはめ)」などではなくて、昭和47年政府見解におけるれっきとした憲法9条の解釈論理そのものなんですね。昭和47年政府見解は、「あらゆる集団的自衛権行使は違憲である」と言い切っている、数ある政府見解の一つに過ぎないのです。

ところで、私も、かつての総務省などの官僚時代にこうした法令の解釈文書を何本も作成したことがあるのですが、この「昭和 47 年政府見解の読み替え」がとんでもない暴挙であることは、昭和 47 年政府見解がたった 2 日間で、そして、内閣法制局のお役人だけで作られているものであることからも明らかです。

なぜなら、昭和47年政府見解を作る以前の憲法9条解釈は当然「(我が国に対する武力攻撃が発生していない局面の武力行使である)あらゆる集団的自衛権行使は違憲」でしたから、それと異なり、「自国防衛のための限定的な集団的自衛権行使なるものは合憲」という新しい解釈を作るということは、日本の憲法秩序や安全保障政策、外交政策の根幹をひっくり返してしまう、この上ない大事業ということになってしまいます。それを、政府与党の政治家と相談もせず(もし、していれば、当時は55年体制の時代ですから与野党